



令和7年度 第二号基礎的電気通信役務に係る 第二種交付金・第二種負担金等の認可申請の概要

令和7年11月

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

(参考) 第二号基礎的電気通信役務制度 全体概要

✓ 人口減少に伴う採算性の悪化、離島・山間地等の地理的条件の地域差に端を発し、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ令和4年の改正電気通信事業法により、第二号基礎的電気通信役務制度を創設

BBユニバの対象^(※1)



- ① FTTH
- ② CATVインターネット (HFC方式)
- ③ ワイヤレス固定ブロードバンド (専用型)

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る

- HFC (Hybrid Fiber Coaxial) 方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式で、このうち上り名目速度10Mbps以上のもの
- ワイヤレス固定ブロードバンド (専用型) は、固定通信サービス向けに専用の無線回線 (例: 地域BWAやローカル5G) を用いて提供するもの

交付金

負担対象事業者^(※2)から徴収する**負担金を原資とする交付金**を交付対象事業者^(※3)に対し**交付**することで、不採算エリア (支援区域) におけるBBユニバの提供に要する**維持管理費用の一部を補填**

- ※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限
- ※3 第二種適格電気通信事業者をいう。支援区域において一定の世帯カバー率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定

事業者規律

BBユニバ提供の電気通信事業者^(※4)に一定の規律

- 契約約款の作成、届出義務
- 約款に基づく役務提供義務 等

※4 交付対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者

今般の認可申請

総務大臣

③ 交付金額等認可申請 ④ 認可

交付対象事業者^(※3)

支援区域で
BBユニバを提供

① 交付金・負担金額算定のためのデータの算出

② データ等届出

交付金・負担金額の算定等
交付金・負担金額等の確定

基礎的電気通信役務
支援機関
TCA 一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

⑤ 負担額通知

負担対象事業者^(※2)

(固定・携帯ブロードバンド事業者)

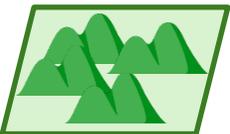


⑥ 負担金納付

⑦ 交付金交付

BBユニバの提供

支援区域



1. 認可申請の全体概要と今後の想定スケジュール

○ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抜粋）

第110条の4 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第二種交付金の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

第110条の5第2項（第110条第2項準用） 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第二種負担金の額を算定し、第二種負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

認可申請のあった第二種交付金の額

→ P. 3 ~ P. 9

148,582,129円

(NTT東日本：143,487,142円 NTT西日本：5,094,987円 ZTV：0円)

認可申請のあった第二種負担金の額

→ P. 10

認可申請に係る申請単価（2円/回線）× 令和8年3月末における算定対象回線数
(約450,000,000円程度を想定)

認可申請のあった交付方法・徴収方法と想定スケジュール

→ P. 11

令和7年度								令和8年度	
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～	
● 第二種適格事業者 から 交付金原価等の届出		● 第二種交付金 第二種負担金 認可申請・諮問	←意見募集→ ● 第二種交付金 第二種負担金 答申	● 第二種交付金 第二種負担金 (希望)・認可			● 令和8年3月末 (令和7年度末) 回線数	● 報告	● (年度に1回限り) 第二種負担金の徴収 第二種交付金の交付

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ① (概要)

✓ 第二種交付金の額の算定方法は、電気通信事業法（以下「法」という。）第107条第1項第二号 及び 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第5条に、概要、次のとおり規定されている。

法第107条第二号、算定等規則第5条第1～3項

一般支援区域 及び 特別支援区域（大幅赤字等）
に係る交付金の額

- ◆ 6条式（ベンチマーク方式）で算定
- ◆ 前年度の収支が黒字の場合には交付しない

✓ 令和6年度の第二種適格電気通信事業者の
第二号基礎的電気通信役務の収支は黒字

➡ P. 4



算定等規則第5条第1項

特別支援区域（未整備 または 公設）
に係る交付金の額

- ◆ 7条式（収入費用方式）で算定
- ◆ 前年度の収支が黒字の場合でも交付する

✓ 7条式で算定した第二種交付金の額は、
NTT東:143.5百万円 NTT西:5.1百万円

➡ P. 5～8

法第107条第二号、算定等規則第5条第4項

- ◆ 第二種交付金の額の上限
= 6条式（ベンチマーク方式）で算定した
すべての担当支援区域の赤字見込額の合計

認可申請の対象となる交付金の額

- ◆ 支援機関は、赤字見込額の合計の一
部に充てるための交付金を交付する

✓ NTT東日本の赤字見込額:9,376百万円
NTT西日本の赤字見込額:6,642百万円
➡ いずれも第二種交付金の額より大きい

➡ P. 9

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ②（収支の状況の確認）

- ✓ 第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の収支状況（いずれの者も第二号基礎的FTTHアクセスサービスのみを提供）は、いずれも黒字
- ➡ いずれの者も、第二種交付金の交付の対象は、7条式（収入費用方式）で算定する特別支援区域（未整備・公設）のみ

○ 令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の収支状況（単位：百万円）

役務	営業 収益	営業費用		営業 利益	
		設備管理 部門費用	設備利用 部門費用		
NTT東日本					
FTTH	516,809	359,918	239,514	120,404	156,891
HFC					-
合計	516,809	359,918	239,514	120,404	156,891
NTT西日本					
FTTH	383,797	309,069	197,306	111,763	74,727
HFC					-
合計	383,797	309,069	197,306	111,763	74,727
ZTV					
FTTH	5,289	3,963	2,588	1,375	1,326
HFC					-
合計	5,289	3,963	2,588	1,375	1,326

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ③ (交付金の額の算定)

- ✓ 認可申請のあった第二種交付金の額 (=第二種適格電気通信事業者から支援機関に届け出られた特別支援区域(未整備・公設)に係る原価及び収益から算定したその差額)は、NTT東:143.5百万円、NTT西:5.1百万円、ZTV:0円※
- ※ ZTVの担当支援区域には、特別支援区域(未整備・公設)が存在しない。

○ 認可申請のあった第二種交付金の額の算定 (単位:百万円)

赤枠内構成員限り

役務	担当支援区域		原価	収益	原価-収益
NTT東日本					
FTTH	一般支援区域		-	-	-
	特別支援区域	大幅赤字等	-	-	-
		未整備			5.5
		公設			138.0
合計					143.5
NTT西日本					
FTTH	一般支援区域		-	-	-
	特別支援区域	大幅赤字等	-	-	-
		未整備			0.9
		公設			4.2
合計					5.1
ZTV					
FTTH	一般支援区域		-	-	-
	特別支援区域	大幅赤字等	-	-	-
		未整備	0	0	0
		公設	0	0	0
合計			0	0	0

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ④ (原価等の算定①)

赤枠内構成員限り

NTT東日本

(一部、表示単位未満を四捨五入している関係、算定方法の詳細を省略している関係で、表中の計算が合わない箇所がある)

○ 交付金原価の部門別内訳と収益の額

(金額の単位：百万円)

原価			収益	原価から収益を 控除した額
設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小計		
				143.5

(1) 設備管理部門の原価の算定

施設保全費			有償譲受 更新設備 減価償却費	更新設備 除却費	他人資本費用 自己資本費用 利益対応税	既設設備 に係る費用	放送との共用 による配賦比率	合計額
右以外	收容ルータ	小計						

(2) 設備利用部門の原価の算定

全国平均 利用部門単価(円)	原価算定の対象となった 回線数	放送役務と 共用する回線数	放送との共用 による配賦比率	合計額
	10,651			

(3) 収益の額の算定

全国平均 収益額(円)	原価算定の対象となった 回線数	放送役務と 共用する回線数	放送との共用 による配賦比率	海底ケーブル・陸揚局の 使用料収入	合計額
	10,651				

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ⑤ (原価等の算定②)

赤枠内構成員限り

NTT西日本

(一部、表示単位未満を四捨五入している関係、算定方法の詳細を省略している関係で、表中の計算が合わない箇所がある)

○ 交付金原価の部門別内訳と収益の額

(金額の単位：百万円)

原価			収益	原価から収益を 控除した額
設備管理部門の原価	設備利用部門の原価	小計		
				5.1

(1) 設備管理部門の原価の算定

施設保全費			有償譲受 更新設備 減価償却費	更新設備 除却費	他人資本費用 自己資本費用 利益対応税	既設設備 に係る費用	放送との共用 による配賦比率	合計額
右以外	收容ルータ	小計						

(2) 設備利用部門の原価の算定

全国平均 利用部門単価(円)	原価算定の対象となった 回線数	放送役務と 共用する回線数	放送との共用 による配賦比率	合計額
	1,077			

(3) 収益の額の算定

全国平均 収益額(円)	原価算定の対象となった 回線数	放送役務と 共用する回線数	放送との共用 による配賦比率	海底ケーブル・陸揚局の 使用料収入	合計額
	1,077				

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ⑥ (参考：対象区域数等)

- ✓ NTT東日本及びNTT西日本において、それぞれ、原価等の算定の対象となった担当支援区域数及び回線数は、次のとおり

○ 原価等の算定の対象となった担当支援区域数及び回線数

赤枠内構成員限り

役務	担当支援区域数		原価等の算定対象 となった区域数	原価等の算定対象 となった回線数	放送との共用
NTT東日本					
FTTH	一般支援区域 7,553		-	-	-
	特別支援区域 6,163	大幅赤字等 852※	-	-	-
		未整備 162※	32	180	
		公設 5,273※	317	10,471	
合計			349	10,651	
NTT西日本					
FTTH	一般支援区域数 4,337		-	-	-
	特別支援区域 2,415	大幅赤字等 538※	-	-	-
		未整備 131※	2	165	
		公設 1,757※	32	912	
合計			34	1,077	

※ 一部重複する区域がある

2. 認可申請のあった第二種交付金の額 ⑦ (交付金上限との比較)

- ✓ 第二種適格電気通信事業者におけるすべての担当支援区域の見込み費用及び見込み収益の合計並びに当該費用から当該収益を控除した額 (=交付金上限) は、NTT東日本：9,376百万円、NTT西日本：6,642百万円、ZTV：86百万円
- ➡ NTT東日本及びNTT西日本とも、認可申請のあった第二種交付金の額 (NTT東日本：143.5百万円、NTT西日本：5.1百万円) を上回っているため、当該申請のあった額を交付することが可能

○すべての担当支援区域におけるの費用・収益の見込額 (単位：百万円)

役務	見込み費用	見込み収益	見込み費用から 見込み収益を 控除した額
<u>NTT東日本</u>			
FTTH	21,582	12,206	9,376
HFC		-	
合計	21,582	12,206	9,376
<u>NTT西日本</u>			
FTTH	13,601	6,959	6,642
HFC		-	
合計	13,601	6,959	6,642
<u>ZTV</u>			
FTTH	486	400	86
HFC		-	
合計	486	400	86

3. 認可申請のあった第二種負担金の額

- ✓ 令和7年度の認可申請に係る申請単価は、次のとおり算定されている（次ページ下部も参照）

第二種支援業務見込費用

288,983,129円

〔認可申請のあった第二種交付金の額並びに
第二種交付金の交付及びこれに附帯する業務
に要することが見込まれる費用の額〕

令和7年6月末における算定対象回線数

224,674,290回線

➡ 1円未満の端数切上 = 2円/回線

- ✓ 認可申請のあった第二種負担金の額は、次の算定式のとおり
➡ 約450百万程度となることが想定される（次ページ下部も参照）

認可申請に係る申請単価 2円/回線 × 令和8年3月末における算定対象回線数

- ✓ 認可申請のあった第二種交付金の交付方法及び第二種負担金の徴収方法の概要は、次のとおり（本ページ下部も参照）
- ✓ 令和8年度における第二種負担金は、令和8年3月末（令和7年度末）の算定対象回線数に基づき、1回線当たり2円を、1回に限り徴収する
- ✓ 令和8年度における第二種交付金は、第二種負担金の徴収の後に速やかに、1回に限り交付する

(参考) 認可申請に当たっての申請単価及び第二種負担金の額の算定に係る算定等規則によらないことの許可

- ✓ 支援機関が令和7年に届出のあった第二種交付金の原価等により算定した第二種交付金の額は、148.6百万円
 - ➡ 算定等規則等の規定によって令和8年度に徴収する第二種負担金の額を試算すれば、1回線当たりの単価は1円となり、毎月1回、年間12回の徴収を想定して合計約2,696百万円。これは、令和8年度の第二種支援業務見込費用の約9倍の水準。
 - ➡ 今後、第二種交付金の額や第二種支援業務見込費用が大きく変わらないと仮定すれば、今後9年近くにわたり、新たな負担金を徴収せずに、令和8年度に徴収した負担金を原資とした交付金が交付され続けることとなる。

- ✓ 第二種交付金の制度が第二号基礎的電気通信役務の提供が確保されることによりネットワークの価値が高まることで受益する者の全体で応分の負担をする受益者負担制度である観点からは、数年分の受益に応じた負担をある特定の年度の受益者からのみ徴収することは適当とはいえず、少なくとも、ある年度中に交付する交付金の原資となる負担金は同年度中に徴収することが適当。

- ✓ こうした特別の理由があるため、令和8年度における第二種負担金の徴収及び第二種交付金の交付を1回に限ることとしたい、そのために、算定等規則によらずに令和7年度の認可申請に係る申請単価及び第二種負担金の額を算定したいとして、**支援機関から総務大臣に対し算定等規則第3条の規定に基づく許可の申請**があり、総務省における**審査の結果**、これを許可している。